

我邦に於ける燈臺の現狀

燈臺局工務課長 森 田 富 士 助

我邦燈臺の現狀は頗る不備不足で時代の趨勢に伴はない状態にあることは輿論の均しく認めてゐるところである

四面環海の我邦は港灣島嶼が錯綜し其沿海湮程の長きこと世界各國中の第二位を占め米國の上位にある。この地勢上から判断しても船舶の航行を指導する重大なる使命を有する航路標識は歐米の具に比し遜色があつてはならぬ。況して我邦船舶数は世界の第三位にあるを以つて航路標識の事業も亦之に適應する程度に完備せしめるは當然であらう。

然るに我邦斯業の現狀は全く之と相反し和佛、獨、英等先進國の一湮乃至四湮毎に一基の燈臺あるのに對し僅かに2湮に一基の割合で隣邦支那にすら尙及ばざるは寧ろ意外とするところである。

この原因は燈臺が社會から隔絶し相手が船舶に限られ極めて地味な仕事であるが爲め燈臺の重大な使命や其施設が世人の想像も及ばぬ程の困難多きことが十分理解されぬ結果に外ならないのである。

日本の海難事故は甚だ多く世界に冠絶してゐる。燈臺の最も完備せる和蘭は其喪失船も亦最も少く之を以て見れば日本の海難は燈臺の不備に原因することを證明してゐる。

今貨客を搭載した一汽船の遭難に依る物質的損害を150萬圓と假定すれば之を以て裕に燈臺50臺も新設することが出来る。我邦には燈臺の急設を要する個所は實に夥しく其數は300を越ゆるの状況にある。而して港灣の改築航路の開發に伴ひ海事關係者からの陳情請願は頻々として集まり軍事に通商に將又殖産興業に時代の進運は益々燈臺の急設と設備の改善とを切迫せしむるの狀態にある。

當局は夙にこの趨勢と缺陷とに鑑みるとこ

ろあつて諸種の計畫を樹て之が實現に努力すること年ありと雖も國家財政逼迫の折柄資源問題に患され曙光を見るを得なかつた。然し一日も猶豫を許さぬものがあるので遂ひに噸稅法の改正を行ひ之に依る増收を燈臺の建設改修費に充當することになつた。而して取り敢へず年額50萬圓とし昭和4,5,6ヶ年の繼續として燈臺八ヶ所無線方位信號12ヶ所を新設し其他十數ヶ所の改修をなすことに第56議會の協賛を経たので下記寫眞の個所も之に基づいて新設されたものである。

然し右計畫の豫算は其後孰れも節減や繰延べに遭ひ明七年まで引續き施工することになつてゐるが斯くては速かに施設の完備は期し難きのみならず又噸稅法改正の趣旨に悖るものにして加之噸稅増收は年額60萬圓を下らざるものなれば之に順應する豫算の要求は當然なべきであつて之に依つて一日も早く危険極まる我邦海岸を明るくし海難防止の施設の完璧を期すべきであらう。

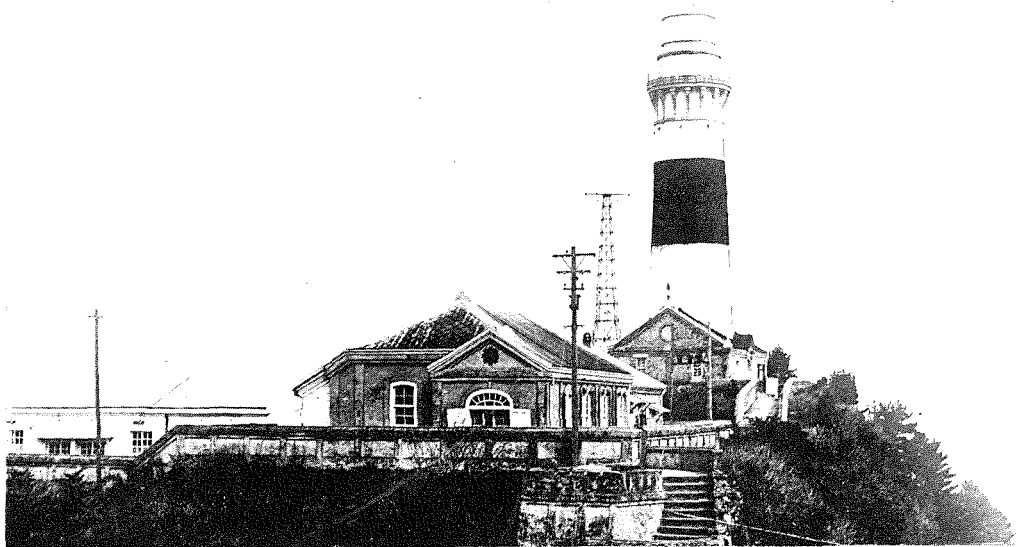
以下寫眞に就ての説明にうる。

都 井 岬 燈 臺

本燈臺は日向灘有明灣頭に在り臺灣、南洋及南洋方面の樞要なる航路に當つてゐる。本臺は舊海軍望樓跡海拔235米8の斷崖の絶頂へ建設せられた第一等燈臺で其光達距離の大なること日本一、光芒は實に38湮の遠きに及んでゐる。

燈塔は鐵筋コンクリート造八角白色塗にして地上より燈火の中心迄10米3平均水面より255米、建坪は85平方米8である。燈明機械としては同轉器械及水銀槽式レンズ臺を据付け其中で1,300燭光の石油自熱燈を置きこの光源から發する光を二面から成る第一等單閃光レンズを透して50萬燭光となして25秒時毎に一閃光を發射してゐる。

官舎は二戸建二棟、物置所は一棟外に50石入濾過装置付貯水池一ヶ所、貯水槽六個の設備があつ



(1) 鹽谷崎無線方位信號

て孰れも鐵筋コンクリート造、この外鐵造旗竿日時計、雨量計等の設けがある。工事は直營で昭和四年五月起工、同年十二月竣工と同時に點燈開始工費は 87,000 圓である。(寫眞3參照)

伊良湖崎燈臺

本燈臺は伊勢灣口伊良湖水道に位し既設神島燈臺と相對峙してゐる伊良湖崎の尖端怒濤碎くる荒磯に立つてゐる。伊良水道は所々に暗礁潜在し船舶の航行に不尠難温を極める地點で燈臺の急設は多年の懸案であつたが陸軍射撃場の關係で許されず今日迄工を見なかつた所である。

本臺は第四等で看守員を常置しない自動燈臺、燈高は水面上15米4、燈質はアセチレン瓦斯連閃白光、毎6秒時を隔て、2秒時間に二連閃光を發し燭光数は3,000、光達は12哩半である。

燈塔は外洋から襲來する激浪を特に考慮し設計せられた鐵筋コンクリート造、燈塔の中頃に出入口を設け之から塔内に入り更に廻旋梯子に依つて燈臺内に出るのである。

官舎は陸軍射撃の爲め危険につき此處を距る約一里の所にあつて燈火の見張りは對岸の神島燈臺でなし一朝燈火に異變を生じた場合は直に無線で

官舎に通達することになつてゐる。

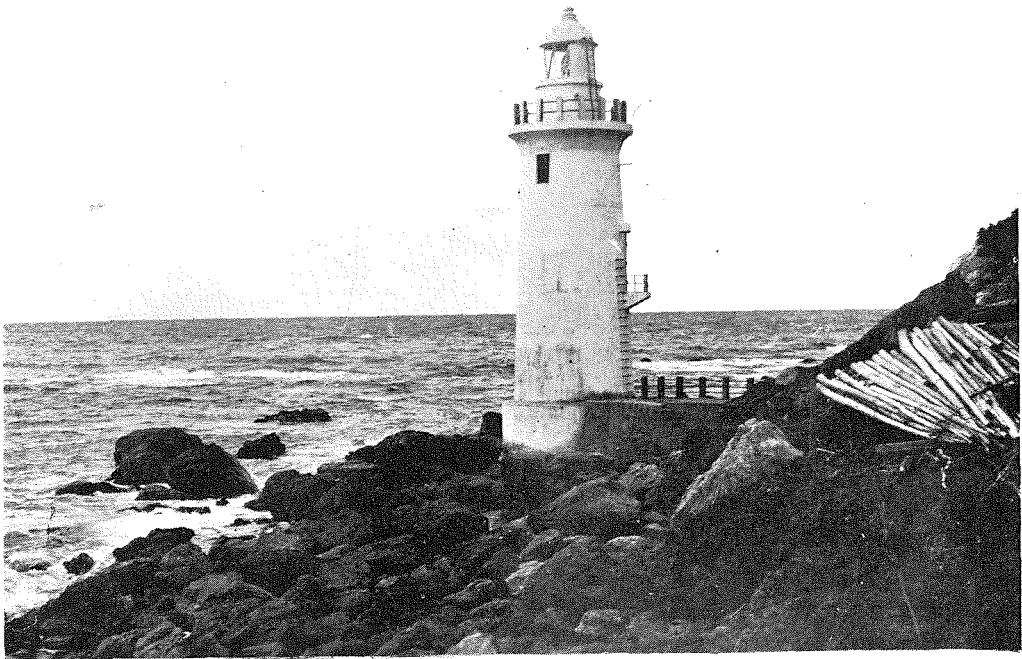
工事は燈臺官舎共に直營、總工費 35,000圓、竣工は昭和四年十一月である。(寫眞(2)參照)

鹽谷崎無線方位信號

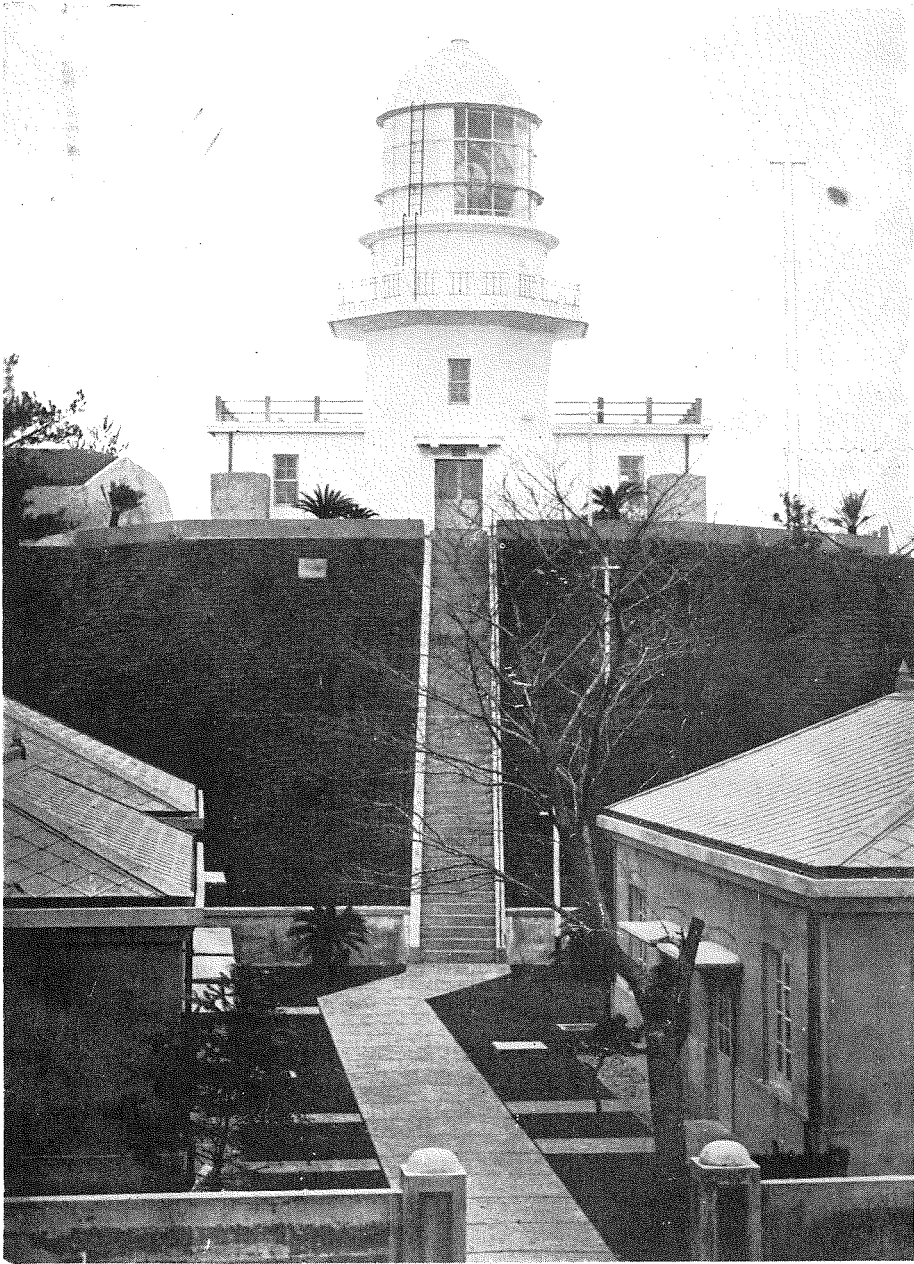
本信號は福島縣鹽屋崎にある第一等燈臺に併置されたもので30坪の平家建鐵筋コンクリート造の機械舎の中に空中電力 350ワット發射周波數300,375,600キロサイクルの送信機低周波二段増幅375,600キロサイクルの受信機並にマルコニ型方向探知器を備へ空中線には20米鐵塔一基と燈臺との間に丁型式を架設し之等設備に依つて船舶の要求に應じ方位を測定し其結果を船舶に知らしむるもので其測定範圍は150哩内外である。

工事は建物無線別個に請負に附し、總工費は46,400圓である。

この無線方位信號は濃霧其他天氣渾濁の場合に勿論晴天時と雖も燈火も陸地も又鳥影も望見し得ざるが如き遠距離に於いても能く其位置を知り得るので航路標識としては效果顯著で航行能率の増進に資するところの甚大である。本臺の施設は昭和五年度中に完成し目下試験中で業務は開始してゐない。(終り)



(2) 伊 良 湖 崎 燈 臺



(3) 都 井 岬 燈 臺